物品供給契約書

1	件名〔品名〕	高機能消防指令システム
2	数量	システム一式
3	納入期限	令和8年3月31日
4	納入場所	大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20 泉州南広域消防本部 警防部指令課
5	契約金額	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		
6	契約保証金	泉州南消防組合契約規則第30条第8号の規定により納付を免除する。
7	適用除外条項	

上記の物品について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項(適用除外条項は、上記7の通り。)によって公正な物品供給契約を締結し、 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所 在 地 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20

商号又は名称 泉州南消防組合

代表者職氏名 管理者 上 甲 誠 印

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。)に基づき日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年 法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、契約保証金を納付するときは、この契約締結と同時に、現金又は国債、地方 債その他の有価証券で発注者が確実と認めたものにより納付しなければならない。
- 2 契約保証金は、第6条に規定する検査完了後に還付する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(運搬費等の負担)

- 第4条 受注者は、自己の負担で発注者の指定する場所へ納入しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限内に物品 を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
- 3 発注者は、第1項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めるときは、 受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

- 第6条 発注者は、納入日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち合わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、 受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
- 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において 確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担は すべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に 履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減 額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

- 第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(履行遅滞による遅滞料)

- 第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額)につき、契約締結日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額を遅滞料として発注者に支払わなければならない。
- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並び に受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日 数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条の規定によるほか、必要があるときは、 この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履

行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達するこ とができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第14条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において 同じ。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし たと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力 団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上に利益を不当に与えたと認められる とき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される べき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除を することができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者 は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

- 第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、 前項の規定による契約の解除をすることができない。

(既納入物品の取扱い)

- 第15条 この契約が解除された場合において、発注者は既納入部分の引渡しを受ける必要がある と認めたときは、既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることがで きるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。
- 2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受 注者に対し請求することができる。
 - (1) 第8条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10 分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
 - (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項の場合(第12条第2項第7号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 第2項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第1項、第2項(第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。
- 7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を 発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応 じ債務額に対して、契約締結日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額を遅滞料 として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第16条の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年

法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間 を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の遅 延利息の率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

- 第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に 損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、 発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに 帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、第14条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合 について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から一年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不適当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

- 第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、

受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(個人情報の保護)

- 第22条 受注者又は受注者の使用人は、この契約の履行に関して知りえた個人情報を、他に漏らしてはならない。履行期間終了後、又はこの契約が解除された後も同様とする。
- 2 受注者又は受注者の使用人は、この契約の履行に関して、収集した個人情報(以下「収集個人情報」という。)、及び発注者から提供された個人情報(以下「提供個人情報」という。) を、この契約の履行目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 受注者又は受注者の使用人は、収集個人情報及び提供個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 4 受注者は、収集個人情報及び提供個人情報を履行完了時に、発注者に提出し、又は返還しなければならない。
- 5 受注者は、契約を履行するにあたり、受注者の使用人に対して個人情報保護に関する教育・ 研修を実施しなければならない。
- 6 受注者は、受注者又は受注者の使用人が収集個人情報及び提供個人情報を漏えいし、き損し、 又は滅失したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 発注者は、受注者又は受注者の使用人の、収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。
- 8 受注者は、受注者又は受注者の使用人が前各項に違反したため発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する報告等)

第23条 受注者及び下請負人等は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員及び暴力団密接 関係者から不当介入を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに所轄の警察署へ届け 出なければならない。

(契約の成立)

第24条 この契約書は、仮契約とし、発注者の議会の議決を経た場合に本契約となるものとする。 なお、入札日から発注者の議会の議決を経るまでの間に受注者が関係法令により刑事事件等の 当事者となった場合は契約を保留する。

(補則)

第25条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。